

Ⅲ 契約種別および料金

14 契 約 種 別

- (1) 契約種別は、次のとおりといたします。

ベーシックプラン，市場調整ゼロプラン，市場価格連動プラン，臨時電力，予備電力

- (2) お客様の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受けようとする等の事情により，1 需要場所について2 契約種別を適用して1 需給契約を結ぶ場合の電気料金その他の供給条件は，別に定める要綱によります。
- (3) お客様のご希望に応じて市場価格調整が適用される需要を定める等の事情により，1 需要場所についてお客様と当社との協議によって定める電力までの需要およびその電力をこえる需要にそれぞれ異なる料金を適用して1 需給契約を結ぶ場合の電気料金その他の供給条件は，別に定める要綱によります。

15 ベーシックプラン

- (1) 適 用 範 囲

特別高圧または高圧で電気の供給を受けて，電灯，小型機器もしくは動力（付帯電灯を含みます。）を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，契約電力が50キロワット以上で，当社との協議が調ったものに適用いたします。

なお，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情があり，お客様が希望される場合で，当該一般送配電事業者等との協議が調ったときは，契約電力が50キロワット未満のものについても適用することがあります。

- (2) 契約負荷設備および契約受電設備

高压で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(3) 契 約 電 力

契約電力は、次によって定めます。

イ 特別高压で電気の供給を受ける場合または高压で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ロ 高压で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット未満の場合

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(イ) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この需給約款により電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、この需給約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この需給約款によって受けた電気の供給とみなします。この場合、契約電力決定上の必要な事項は、お客さまより申し出ていただきます。

(ロ) 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契

約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

- (ハ) 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

- ハ 契約電力をロによって定めるお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をイによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、ロによって定めます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額および別表4（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく

電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

a 北海道エリア

契約電力1キロワットにつき	2,514 円 91 銭
---------------	--------------

b 東北エリア

契約電力1キロワットにつき	2,412 円 00 銭
---------------	--------------

c 関東エリア

契約電力1キロワットにつき	2,515 円 48 銭
---------------	--------------

d 中部エリア

契約電力1キロワットにつき	2,277 円 10 銭
---------------	--------------

e 北陸エリア

契約電力1キロワットにつき	2,430 円 00 銭
---------------	--------------

f 関西エリア

契約電力1キロワットにつき	2,360 円 43 銭
---------------	--------------

g 中国エリア

契約電力1キロワットにつき	2,375 円 06 銭
---------------	--------------

h 四国エリア

契約電力1キロワットにつき	2,433 円 22 銭
---------------	--------------

i 九州エリア

契約電力1キロワットにつき	2,455 円 21 銭
---------------	--------------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 北海道エリア

契約電力1キロワットにつき	2,819 円 27 銭
---------------	--------------

b 東北エリア

契約電力1キロワットにつき	2,589 円 43 銭
---------------	--------------

c 関東エリア

契約電力1キロワットにつき	2,651 円 50 銭
---------------	--------------

d 中部エリア

契約電力1キロワットにつき	2,301 円 00 銭
---------------	--------------

e 北陸エリア

契約電力1キロワットにつき	2,420 円 00 銭
---------------	--------------

f 関西エリア

契約電力1キロワットにつき	2,479 円 60 銭
---------------	--------------

g 中国エリア

契約電力1キロワットにつき	2,433 円 97 銭
---------------	--------------

h 四国エリア

契約電力 1 キロワットにつき	2,549 円 38 銭
-----------------	--------------

i 九州エリア

契約電力 1 キロワットにつき	2,420 円 10 銭
-----------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

a 北海道エリア

1 キロワット時につき	14 円 71 銭
-------------	-----------

b 東北エリア

1 キロワット時につき	15 円 14 銭
-------------	-----------

c 関東エリア

1 キロワット時につき	15 円 77 銭
-------------	-----------

d 中部エリア

1 キロワット時につき	14 円 96 銭
-------------	-----------

e 北陸エリア

1 キロワット時につき	14 円 54 銭
-------------	-----------

f 関西エリア

1 キロワット時につき	14 円 80 銭
-------------	-----------

g 中国エリア

1 キロワット時につき	14 円 42 銭
-------------	-----------

h 四 国 エ リ ア

1 キロワット時につき	14 円 07 銭
-------------	-----------

i 九 州 エ リ ア

1 キロワット時につき	14 円 44 銭
-------------	-----------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 北 海 道 エ リ ア

1 キロワット時につき	16 円 77 銭
-------------	-----------

b 東 北 エ リ ア

1 キロワット時につき	17 円 42 銭
-------------	-----------

c 関 東 エ リ ア

1 キロワット時につき	17 円 47 銭
-------------	-----------

d 中 部 エ リ ア

1 キロワット時につき	16 円 87 銭
-------------	-----------

e 北 陸 エ リ ア

1 キロワット時につき	16 円 14 銭
-------------	-----------

f 関 西 エ リ ア

1 キロワット時につき	16 円 95 銭
-------------	-----------

g 中国エリア

1 キロワット時につき	16 円 82 銭
-------------	-----------

h 四国エリア

1 キロワット時につき	16 円 23 銭
-------------	-----------

i 九州エリア

1 キロワット時につき	16 円 42 銭
-------------	-----------

ハ 力率割引および割増し

- (イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

- (ロ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

16 市場調整ゼロプラン

(1) 適用範囲

適用範囲は、ベーシックプランに準ずるものといたします。

(2) 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備は、ベーシックプランに準じて設定していただきます。

(3) 契約電力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

a 北海道エリア

契約電力 1 キロワットにつき	2,699 円 83 銭
-----------------	--------------

b 東北エリア

契約電力 1 キロワットにつき	2,596 円 91 銭
-----------------	--------------

c 関東エリア

契約電力 1 キロワットにつき	2,700 円 36 銭
-----------------	--------------

d 中部エリア

契約電力 1 キロワットにつき	2,462 円 04 銭
-----------------	--------------

e 北陸エリア

契約電力 1 キロワットにつき	2,610 円 00 銭
-----------------	--------------

f 関西エリア

契約電力1キロワットにつき	2,545 円 39 銭
---------------	--------------

g 中国エリア

契約電力1キロワットにつき	2,570 円 00 銭
---------------	--------------

h 四国エリア

契約電力1キロワットにつき	2,618 円 10 銭
---------------	--------------

i 九州エリア

契約電力1キロワットにつき	2,640 円 09 銭
---------------	--------------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 北海道エリア

契約電力1キロワットにつき	3,014 円 32 銭
---------------	--------------

b 東北エリア

契約電力1キロワットにつき	2,784 円 51 銭
---------------	--------------

c 関東エリア

契約電力1キロワットにつき	2,846 円 50 銭
---------------	--------------

d 中部エリア

契約電力1キロワットにつき	2,496 円 01 銭
---------------	--------------

e 北陸エリア

契約電力 1 キロワットにつき	2,610 円 00 銭
-----------------	--------------

f 関 西 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	2,674 円 62 銭
-----------------	--------------

g 中 国 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	2,629 円 01 銭
-----------------	--------------

h 四 国 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	2,744 円 40 銭
-----------------	--------------

i 九 州 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	2,615 円 08 銭
-----------------	--------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

a 北 海 道 エ リ ア

1 キロワット時につき	15 円 78 銭
-------------	-----------

b 東 北 エ リ ア

1 キロワット時につき	15 円 72 銭
-------------	-----------

c 関 東 エ リ ア

1 キロワット時につき	15 円 57 銭
-------------	-----------

d 中 部 エ リ ア

1 キロワット時につき	15 円 72 銭
-------------	-----------

e 北 陸 エ リ ア

1 キロワット時につき	15 円 46 銭
-------------	-----------

f 関 西 エ リ ア

1 キロワット時につき	15 円 75 銭
-------------	-----------

g 中 国 エ リ ア

1 キロワット時につき	15 円 62 銭
-------------	-----------

h 四 国 エ リ ア

1 キロワット時につき	15 円 45 銭
-------------	-----------

i 九 州 エ リ ア

1 キロワット時につき	15 円 90 銭
-------------	-----------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 北 海 道 エ リ ア

1 キロワット時につき	17 円 86 銭
-------------	-----------

b 東 北 エ リ ア

1 キロワット時につき	18 円 00 銭
-------------	-----------

c 関 東 エ リ ア

1 キロワット時につき	17 円 26 銭
-------------	-----------

d 中部エリア

1 キロワット時につき	17 円 65 銭
-------------	-----------

e 北陸エリア

1 キロワット時につき	17 円 08 銭
-------------	-----------

f 関西エリア

1 キロワット時につき	17 円 92 銭
-------------	-----------

g 中国エリア

1 キロワット時につき	18 円 04 銭
-------------	-----------

h 四国エリア

1 キロワット時につき	17 円 63 銭
-------------	-----------

i 九州エリア

1 キロワット時につき	17 円 91 銭
-------------	-----------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

17 市場価格連動プラン

(1) 適用範囲

適用範囲は、ベーシックプランに準ずるものといたします。

(2) 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備は、ベーシックプランに準じて設定していただきます。

(3) 契 約 電 力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 4（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

a 北海道エリア

契約電力 1 キロワットにつき	1,512 円 20 銭
-----------------	--------------

b 東北エリア

契約電力 1 キロワットにつき	1,409 円 30 銭
-----------------	--------------

c 関東エリア

契約電力 1 キロワットにつき	1,322 円 86 銭
-----------------	--------------

d 中部エリア

契約電力 1 キロワットにつき	1,264 円 32 銭
-----------------	--------------

e 北陸エリア

契約電力 1 キロワットにつき	1,450 円 00 銭
-----------------	--------------

f 関 西 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,347 円 60 銭
-----------------	--------------

g 中 国 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,372 円 28 銭
-----------------	--------------

h 四 国 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,440 円 60 銭
-----------------	--------------

i 九 州 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,462 円 59 銭
-----------------	--------------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 北 海 道 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,966 円 20 銭
-----------------	--------------

b 東 北 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,736 円 30 銭
-----------------	--------------

c 関 東 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,608 円 57 銭
-----------------	--------------

d 中 部 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,448 円 06 銭
-----------------	--------------

e 北 陸 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,590 円 00 銭
-----------------	--------------

f 関 西 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,626 円 60 銭
-----------------	--------------

g 中 国 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,580 円 95 銭
-----------------	--------------

h 四 国 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,696 円 40 銭
-----------------	--------------

i 九 州 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,587 円 24 銭
-----------------	--------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

a 北 海 道 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	10 円 78 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	10 円 78 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	10 円 78 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	10 円 67 銭
-------------	-----------

b 東 北 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	12 円 00 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	12 円 00 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	12 円 00 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	11 円 90 銭
-------------	-----------

c 関 東 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	13 円 87 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	13 円 87 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	13 円 87 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	13 円 82 銭
-------------	-----------

d 中 部 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	11 円 51 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	11 円 51 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	11 円 51 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	11 円 44 銭
-------------	-----------

e 北 陸 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	10 円 87 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	10 円 87 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	10 円 87 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	10 円 80 銭
-------------	-----------

f 関 西 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	11 円 03 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	11 円 03 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	11 円 03 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	10 円 99 銭
-------------	-----------

g 中 国 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	10 円 27 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	10 円 27 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	10 円 27 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	10 円 23 銭
-------------	-----------

h 四 国 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	9 円 63 銭
-------------	----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	9 円 63 銭
-------------	----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	9 円 63 銭
-------------	----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	9 円 61 銭
-------------	----------

i 九 州 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	9 円 93 銭
-------------	----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	9 円 93 銭
-------------	----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	9 円 93 銭
-------------	----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	9 円 80 銭
-------------	----------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 北海道エリア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	12 円 39 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	12 円 39 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	12 円 39 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	12 円 16 銭
-------------	-----------

b 東北エリア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	13 円 94 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	13 円 94 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	13 円 94 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	13 円 49 銭
-------------	-----------

c 関 東 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	15 円 18 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	15 円 18 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	15 円 18 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	15 円 00 銭
-------------	-----------

d 中 部 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	13 円 10 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	13 円 10 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	13 円 10 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	12 円 71 銭
-------------	-----------

e 北 陸 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	12 円 09 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	12 円 09 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	12 円 09 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	11 円 87 銭
-------------	-----------

f 関 西 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	12 円 87 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	12 円 87 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	12 円 87 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	12 円 47 銭
-------------	-----------

g 中 国 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	12 円 30 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	12 円 30 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	12 円 30 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	12 円 01 銭
-------------	-----------

h 四 国 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	11 円 44 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	11 円 44 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	11 円 44 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	11 円 04 銭
-------------	-----------

i 九 州 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	11 円 52 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	11 円 52 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	11 円 52 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	11 円 15 銭
-------------	-----------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

18 臨 時 電 力

(1) 適 用 範 囲

特別高圧または高圧で電気の供給を受けて、契約使用期間を1年未満として電灯、小型機器もしくは動力（付帯電灯を含みます。）を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する関東エリアの需要で、契約電力が原則として50キロワット以上で、当社との協議が調ったも

のに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要については、適用いたしません。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、高圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表 8（契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 4（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(i) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

契約電力 1 キロワットにつき	1,412 円 11 銭
-----------------	--------------

(ii) 高圧で電気の供給を受ける場合

契約電力 1 キロワットにつき	1,761 円 05 銭
-----------------	--------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(i) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

a 朝 時 間

1 キロワット時につき	14 円 03 銭
-------------	-----------

b 昼 時 間

1 キロワット時につき	14 円 03 銭
-------------	-----------

c 晩 時 間

1 キロワット時につき	14 円 03 銭
-------------	-----------

d 夜 時 間

1 キロワット時につき	14 円 03 銭
-------------	-----------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 朝 時 間

1 キロワット時につき	15 円 45 銭
-------------	-----------

b 昼 時 間

1 キロワット時につき	15 円 45 銭
-------------	-----------

c 晩 時 間

1 キロワット時につき	15 円 45 銭
-------------	-----------

d 夜 時 間

1 キロワット時につき	15 円 45 銭
-------------	-----------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、
契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日ま

でが1年未満となるときは、臨時電力の対象といたします。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、ベーシックプランに準ずるものといたします。

19 予 備 電 力

(1) 適 用 範 囲

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合で、当社との協議が調ったものに適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力の値が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、常時供給分の電力量料金に準じて、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額または別表4（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはベーシックプランの該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の5パーセント、予備電源についてはベーシックプランの該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、ベーシックプランに準ずるものといたします。